特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２００１号

東京都千代田区大手町１丁目８番１号ＫＤＤＩ大手町ビル19階
清算株式会社　ジェイエス整理株式会社
代表清算人　宮崎　靖久

1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　定義

「一般債権」とは、会社法第515条第３項の協定債権のことをいい、かかる一般債権を有する協定債権者を「一般債権者」という。

2　弁済の時期及び方法

清算株式会社は、一般債権に対し、平成29年３月末日（ただし、その日よりも本協定の認可決定確定日の翌日のほうが遅い場合は、本協定の認可決定確定日の翌日）までに、以下の方法にて弁済を行う。

⑴　弁済原資

平成29年３月24日（または清算会社と全ての一般債権者が別途合意した時点）において清算株式会社が保有する現預金から、今後清算結了までに発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた費用及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、弁済原資とする。

⑵　弁済基準額

各一般債権者の弁済基準額は、①各一般債権の平成26年８月31日時点の残高(なお、同日以後に保証人（清算株式会社の代表者を除く。)が保証履行を行った場合は、同残高が保証人に移転するものとする。)から、②同日時点で清算株式会社及び同社の代表者が所有し、一般債権を被担保債権とする担保権が設定されていた各不動産の換価処分による弁済額を控除し、さらに③同日時点で清算株式会社及びその子会社が有していた一般債権者への出資金であって、後に一般債権と相殺されたものの額を控除した額とする。

なお、知れている一般債権者の弁済基準額は、別紙弁済基準額一覧表に記載のとおりである。

⑶　弁済の方法

上記⑴の弁済原資を、上記⑵の各一般債権者の弁済基準額により按分して、各一般債権者に対する弁済額を算定する（１円未満の端数は切り捨てる。)。

弁済は、一般債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

3　残債務の免除

上記２の弁済が完了した時に、一般債権の残債務は全額免除されるものとする。

4　追加弁済

上記２⑴の弁済原資の基準時以降、清算業務終了までに、清算株式会社に新たな弁済原資が生じたときは、清算株式会社は、各一般債権者に対し、当該弁済原資から必要な費用を控除した残額を、上記２の基準に従い弁済する。この場合においては、各一般債権者が上記３の規定により行った残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

別紙省略

以上

東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２９年（再）第８号

東京都渋谷区代々木２丁目１番１号
再生債務者　株式会社ニュートンプレス

1　決定年月日時　平成29年２月24日午後６時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月27日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年５月１日から平成29年５月11日まで

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２５年（再）第５１号

東京都江東区大島３丁目15番14号
再生債務者　秋山金属工業株式会社

1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成29年２月27日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第２号

東京都台東区東上野１丁目14番７号
再生債務者　株式会社鹿島の杜カントリー倶楽部

1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行

平成29年２月27日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１０８号

埼玉県富士見市西みずほ台１丁目22番地５　メルロＡ―206
再生債務者　會田　晃啓

1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月17日まで
4　一般異議申述期間　平成29年３月31日から平成29年４月10日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第２８４号

札幌市西区発寒11条２丁目６番４号
再生債務者　引地　圭太

1　決定年月日時　平成29年２月28日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月21日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月４日から平成29年４月11日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第１０３号

埼玉県草加市高砂２丁目２番29―303号
再生債務者　田村　新吾

1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月21日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月３日から平成29年４月10日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２９年（再イ）第２１号

千葉県千葉市美浜区幸町２丁目15番１棟308号
再生債務者　西谷　直樹

1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月21日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月３日から平成29年４月17日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第１２号

神奈川県平塚市長持517番地の４
再生債務者　池田　英司

1　決定年月日時　平成29年２月28日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月21日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月４日から平成29年４月11日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２９年（再イ）第３７号

愛知県春日井市大留町３丁目７番地８
再生債務者　川口　　明

1　決定年月日時　平成29年２月27日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月21日まで
4　一般異議申述期間　平成29年３月28日から平成29年４月４日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第３８号

三重県四日市市曽井町625番地
再生債務者　坂倉　英則

1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月21日まで
4　一般異議申述期間　平成29年３月28日から平成29年４月４日まで

津地方裁判所四日市支部

平成２９年（再イ）第１号

兵庫県宝塚市すみれガ丘１丁目６番１―410号
再生債務者　アズキッチン宝塚こと　荒田　靖

1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月21日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月３日から平成29年４月10日まで

神戸地方裁判所伊丹支部